

会 議 録

公開用

会 議 の 名 称	令和 7 年 9 月 定例教育委員会会議		
開 催 日 時	令和 7 年 9 月 2 6 日（金） 開会 午後 1 時 3 0 分 閉会 午後 1 時 5 8 分		
開 催 場 所	本庁舎 4 階 委員会会議室		
議長（委員長・ 会長）の職氏名	教育長 鎌田 亨		
出席者及び欠席 者の職氏名及び 人数	【出席委員】		
	教育長	鎌田	亨
	教育長職務代理者	水沼	章文
	委員	岡田	新司
	委員	山口	早苗
	委員	高橋	朋子
	【執行部出席者】		
	学校教育部長	篠原	直樹
	学校教育部学務指導担当部長	佐山	宏樹
	社会教育部長	樋口	智
	学校教育部次長兼教育施設課長	内藤	晋吾
	学校教育部参事兼市民文化会館長	野口	美明
	学校教育部学務指導担当次長兼指導課長	鶴見	和弘
	社会教育部次長兼社会教育課長	関根	栄治
	社会教育部参事兼中央公民館長	矢野	仁史
	教育総務課長	石川	貴英
	学務課長	森田	誠
	教職員担当課長	瀬尾	尚丈
	教育相談センター所長	秋山	法之
	学校給食課長	柴山	伸之
	生涯学習推進担当課長兼視聴覚センター所長	大塚	俊和
	文化財課長兼郷土資料館長	實松	幸男
	スポーツ推進課長	井崎	圭介
	スポーツ施設担当課長	福嶋	伸五
	中央公民館事業担当課長	角田	尚之

事務局職員 の職氏名	学校教育部教育総務課総務担当 林、伊藤
会議事項、議題	議案第４６号 行政財産の所管替えについて 議案第４７号 令和８年度当初春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校教職員人事異動方針について 議案第４８号 令和８年度当初春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校教職員人事異動方針細部方針について 報告第４０号 春日部市元気アップ推進委員会要綱の一部改正について 報告第４１号 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校医の委嘱に係る専決処理について 報告第４２号 春日部市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部改正について 報告第４３号 春日部市学校給食費相当額助成金（追加分）交付要綱の制定について 報告第４４号 大沼公園広域受援拠点施設整備工事請負契約の議決内容の一部変更に係る専決処理について 報告第４５号 令和７年９月春日部市議会定例会について 報告第４６号 県費負担教職員の人事に係る専決処理について

鎌田教育長	それでは、ただいまから 9 月定例教育委員会を開会いたします。 はじめに、本日の会議録署名委員を指名します。 山口委員、お願いします。
鎌田教育長	前回会議録（案）については、事務局より各委員に事前に配付しています。質疑等があれば、お聞かせ願います。
鎌田教育長	事前に配付した会議録（案）のとおりでよろしいですね。
委員	「結構です」の声あり
鎌田教育長	前回会議録は、事前に配付した会議録のとおり承認されました。 事務局は、会議終了後、前回署名委員の署名を頂いてください。
鎌田教育長	それでは、議事に入ります。 はじめに、議案第 4 6 号「行政財産の所管替えについて」を議題とし、説明を求めます。
教育総務課長	はい。
鎌田教育長	石川課長、お願いします。
教育総務課長	議案第 4 6 号「行政財産の所管替えについて」、提案理由、及び主な内容につきまして、説明いたします。 お手元の議案書 1 ページを御覧ください。 はじめに、提案理由でございますが、庄和高齢者憩いの家の移転に伴う行政財産の所管替えについて、地方自治法第 2 3 8 条の 2 第 2 項の規定に基づき、春日部市長あて回答したく、提案するものでございます。 次に、1 ページ飛ばして 3 ページへお進みください。 市長から教育長への協議文書でございます。 庄和高齢者憩いの家の移転に伴い、庄和市民センター正風館の一部について、教育委員会から市長部局の行政財産へ移管するため、協議のあったものでございます。 次に、4 ページの案内図を御覧ください。今回の移管対象施設は、春日部市大倉 3 0 7 番地 1 の庄和市民センター正風館でございます。

鎌田教育長	次に、５ページの館内案内図を御覧ください。庄和市民センター正風館については、昭和６０年３月３０日に竣工された、鉄骨造３階建ての建物でございます。 今回、移管対象となるのは、１階談話室及び厨房部分の１１４．８平方メートルでございます。 ２ページへお戻りください。 令和７年８月１８日付けの協議文書について、教育委員会から市長部局の行政財産へ移管することを同意する文書案でございます。引継ぎ年月日につきましては、令和７年１０月３１日としております。 以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。 質疑等はありませんか。 現在、正風館は工事を行っていますが、１１月１日からは、庄和高齢者憩いの家の機能も付加した施設として、リニューアルオープンする予定ということです。
鎌田教育長	他に質疑等ないようですので、これより採決をいたします。
鎌田教育長	議案第４６号「行政財産の所管替えについて」、原案どおり決するに、賛成の委員の挙手を求めます。
委員	[賛成者挙手]
鎌田教育長	挙手全員であります。 よって、議案第４６号は、原案どおり可決と決しました。
鎌田教育長	次に、議案第４７号「令和８年度当初春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校教職員人事異動方針について」及び議案第４８号「令和８年度当初春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校教職員人事異動方針細部事項について」は、いずれも教職員の人事異動方針に関する議題でございますので、一括での説明を求めます。
教職員担当課長	はい。
鎌田教育長	瀬尾課長、お願いします。
教職員担当課長	議案第４７号「令和８年度当初春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校教職員人事異動方針」について、説明申し上げます。 議案書の６ページを御覧ください。

本案は、令和８年度当初春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校教職員の人事異動を実施するにあたり、埼玉県教育委員会の人事異動方針に基づき、本市の基本方針を策定し、学校教育の健全な発展と円滑な運営を期するとともに、適切な人事管理のもとに教職員の適正配置を行い、教職員組織の充実を図ろうとするものでございます。

資料赤インデックス議案第４７号の１ページ目を御覧ください。

１基本方針の内容でございますが、（１）から（８）の８点を基本方針としております。読み上げさせていただきます。

（１）各学校の活性化を図り、気風を刷新して教育効果を高めるため、人材を抜擢し、適材を適時に適所に配置することを基本に異動を推進する。（２）各学校の人材育成を期して、教職員の視野を広め職務経験を豊かにするための異動を推進する。（３）各学校の教職員組織の充実と均衡を図るため、計画的に人事を進める。（４）春日部市の教育水準の向上を図るため、他市町村教育委員会との交流を積極的に推進し、長期的展望に立って、計画的かつ適正な異動を実施する。（５）新規採用教職員については、人材育成の観点及び教職員組織の均衡を勘案して適切な配置に努める。（６）役職定年後の教職員及び再任用職員については、豊かな経験を生かすとともに、調和のとれた学校運営に資するため、適切な配置に努める。（７）女性教職員の個々の能力、適性等を考慮し、管理職への積極的な登用に努める。（８）障害のある教職員については、個々の障害の状況、能力、適性等を考慮し、適切な配置に努める。

以上、内容に関して基本方針に変更はございません。

次の２転任・転補、次ページの３登用、４人事交流についてでございますが、内容に関しましては、昨年度との変更点はございません。

なお、２の転任・転補のうち転任とは市町村間の異動、転補とは、市内学校間の異動のことですので、補足させていただきます。

続いて、議案第４８号「令和８年度当初春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校教職員人事異動方針細部事項」について、説明申し上げます。

議案書の７ページを御覧ください。本案は、先ほどの人事異動方針に基づき、実施内容をより具体的に定めるものでございます。こちらも、県の細部事項に沿ったものとなっております。

資料赤インデックス議案第４８号１ページ目を御覧ください。まず、１基本方針関係でございますが、（１）が新規採用教職員、（２）が再任用職員、（３）が役職定年後の教職員についてでございます。

次に、２転任・転補関係についてでございます。（３）原則として異動を行わない教員、事務職員、学校栄養職員については、ア同一校在職３年未満の者、イ産休・育休等を取得中及び妊娠中の者、ウ休職中の者

	でございます。 続いて次ページの３が登用関係、４が人事交流関係、５がその他でございます。 今年度の変更点としまして、５その他（３）勸奨退職について、令和７年度、退職の勸奨は原則行わない。ただし、勸奨退職制度を廃止するものではないことから、退職を願い出た者の中で、当該制度の趣旨に沿う場合には柔軟に対応するとしました。その他、大きな変更点はございません。 教職員が意欲を持ち、その特性や能力を十分に発揮し、組織として機能する、魅力ある学校づくりに資するために、適正かつ効果的な人事異動を実施してまいります。なお、この人事異動方針及び細部事項につきましては、議決をいただきました後、各校長に提示する予定でございます。 よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。
鎌田教育長	質疑等はありませんか。
鎌田教育長	ないようですので、これより順番に採決をいたします。
鎌田教育長	議案第４７号「令和８年度当初春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校教職員人事異動方針について」、原案どおり決するに、賛成の委員の挙手を求めます。
委員	[賛成者挙手]
鎌田教育長	挙手全員であります。 よって、議案第４７号は、原案どおり可決と決しました。
鎌田教育長	次に、議案第４８号「令和８年度当初春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校教職員人事異動方針細部事項について」、原案どおり決するに、賛成の委員の挙手を求めます。
委員	[賛成者挙手]
鎌田教育長	挙手全員であります。 よって、議案第４８号は、原案どおり可決と決しました。
鎌田教育長	以上で、議案の審議を終了し、報告に移ります。

鎌田教育長	はじめに、報告第40号「春日部市元気アップ推進委員会要綱の一部改正について」、説明を求めます。
指導課長	はい。
鎌田教育長	鶴見課長、お願いします。
指導課長	議案書8ページ、報告第40号「春日部市元気アップ推進委員会要綱の一部改正について」、報告申し上げます。 2ページ進みまして、10ページを御覧ください。 要綱改正の概要を説明いたします。 春日部市元気アップ推進委員会ですが、これは、春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校におけるいじめを学校・家庭・地域で根絶することを目的として、教育長をはじめ、学識経験者、学校職員、PTA代表等12名で組織し、毎年1回開催しているものです。 要綱改正の理由ですが、(1) 委員会の目的と設置意義をより明確にして、家庭や地域との連携の重要性を反映させるため、(2) 事業の中心である、いじめ根絶に関する事項をより重視するため、項目の順序および構成を整理したものです。 施行日ですが、教育長決裁のあった令和7年7月9日からで、期間が過ぎてからの報告になってしまっております。これは、改正された要綱が市のシステムに正式に掲載されてからの報告であると勘違いしていたことが原因であります。申し訳ございません。 主な改正内容と理由ですが、第1条、設置では、改正前の「児童・生徒間のいじめを学校・家庭・地域で根絶する」を児童・生徒間を削除し「いじめを学校、家庭及び地域が連携して根絶する」とし、家庭・地域との連携を強調するとともに、協力体制を明確化しました。 第2条、所掌事務では、改正前の「調査審議する」を「協議する」と文言整理しました。また、改正前は(1)に生徒指導が、(2)にいじめ根絶が来ていましたが、いじめを(1)に、生徒指導を(2)として入れ替えて「いじめ根絶」を最重要事項としました。 第7条にも関わりますが、委員会の活動を「審議」でなく「協議」に統一するとともに、「不登校問題等の対処」を削除することで、ここでもいじめ根絶に焦点を絞った構成としました。 戻りまして、9ページを御覧ください。これは、春日部市元気アップ推進委員会要綱の改正後と改正前の新旧対照表となっております。 以上でございます。

鎌田教育長	質疑等はありませんか。 この会議での協議内容を基に、今後、スーパー元気さわやかキャンペーン、スーパー元気さわやか集会等を実施する予定です。また、いじめそのものに関しては、いじめ問題対策協議会、調査委員会にて対応することを申し添えます。
鎌田教育長	次に、報告第４１号「春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校医の委嘱に係る専決処理について」、説明を求めます。
指導課長	はい。
鎌田教育長	鶴見課長、お願いします。
指導課長	議案書１１ページ、報告第４１号「春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校医の委嘱に係る専決処理について」、報告申し上げます。 春日部市教育委員会教育長に対する事務委任規則第３条の規定により、春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校医の委嘱について教育長が専決処理しましたので、同規則第４条第２号の規定により報告いたします。 １２ページは委嘱した学校医の名簿となりますが、これは前任の学校医が、令和７年９月１３日、土曜日をもって休診したことに伴い、変更となったものでございます。 以上でございます。
鎌田教育長	質疑等はありませんか。
鎌田教育長	次に、報告第４２号「春日部市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部改正について」及び、報告第４３号「春日部市学校給食費相当額助成金（追加分）交付要綱の制定について」は、いずれも給食費に関する議題でございますので、一括での説明を求めます。
学校給食課長	はい。
鎌田教育長	柴山課長、お願いします。
学校給食課長	報告第４２号「春日部市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部改正」及び報告第４３号「春日部市学校給食費相当額助成金（追加分）交付要綱の制定について」、報告いたします。 議案書の１３ページを御覧ください。

鎌田教育長	はじめに、規則の改正理由でございますが、物価が高騰するなか、学校給食費を通じて子育て世帯への経済的支援を図るため、規則の一部を改正したものです。 次に、議案書１４ページを御覧ください。 改正内容でございますが、附則の第７項、附則の第８項、令和７年１０月分から令和８年３月分までの教職員等の学校給食費の特例でございます。中段８項にありますとおり、令和７年１０月から令和８年３月までの間、児童生徒には１食３０円から４０円を上乗せ支援を行います。これに伴い、市費で支援できない教職員等の学校給食費について令和７年１０月から令和８年３月までの月額を増額するものです。およそ月額で１,０００円から１,３００円程度の増額となるものです。 附則の第９項、令和７年１２月分・令和８年１月分の児童生徒の学校給食費の特例でございます。 国の地方創生臨時交付金を活用し、令和７年４月、５月に加えて、令和７年１２月、令和８年１月分の児童または生徒の学校給食費について無償にすることで、子育て世帯の経済的支援を図るものです。 続きまして、議案書１５ページを御覧ください。 はじめに、要綱の制定理由でございますが、第４２号で報告いたしました、児童生徒の１２月、１月の無償化の実施にあたり、食物アレルギー等により給食を食べずにお弁当の持参などを行っている児童生徒の保護者に対しても、経済的支援を図るものです。 ４月、５月の無償時にも実施しましたが、１２月、１月実施にあたり、追加分として新たに要綱を制定したものです。 議案書１６ページを御覧ください。要綱の主な内容について説明申し上げます。 第１条では、要綱の趣旨を定めております。食物アレルギー等により給食を食べずにお弁当の持参や、部分的な喫食などを行っている児童生徒の保護者にも、経済的支援を図るため助成金を交付することを趣旨としています。 第２条では助成対象者、第３条では助成額を定めております。 第４条では交付の申請として、保護者からの申請に基づき助成金を交付することを定めております。 なお、この要綱は、市長決裁の日、令和７年９月２５日から施行するものです。 報告第４２号及び報告第４３号については、以上でございます。 質疑等はありませんか。
--------------	---

鎌田教育長	次に、報告第４４号「大沼公園広域受援拠点施設整備工事請負契約の議決内容の一部変更に係る専決処理について」、説明を求めます。
スポーツ施設 担当課長 鎌田教育長	はい。 福島課長、お願いします。
スポーツ施設 担当課長	報告第４４号「大沼公園広域受援拠点施設整備工事変更請負契約の締結に係る専決処理について」、説明申し上げます。 議案書２１ページを御覧ください。 大沼公園広域受援拠点施設整備工事請負契約の議決内容の一部変更について、令和７年８月２５日に開会の令和７年９月市議会定例会に上程するにあたり、教育委員会会議を開催する時間的余裕がないことから、春日部市教育委員会教育長に対する事務委任規則第３条の規定に基づき、教育長の専決処理としたもので、同規則第４条第２号の規定により報告するものです。 議案書２２ページを御覧ください。 次に、変更の内容でございますが、項番２から４実施額（契約金額）の変更に係るもので、現在実施額１２億７，０２０万８，５００円とあるものを、変更実施額１４億２，６７８万１，４００円とし、差引増減額１億５，６５７万２，９００円を増額するものです。 増額の理由でございますが、本工事着手後に、グラウンドの地盤支持力を調査したところ、グラウンドの一部に地盤支持力が不足していることが判明しました。そのため、将来におけるグラウンドの地盤が不均等に沈下しないようにするための対策として、地盤改良を行う必要が生じたことから増額変更するものでございます。 なお、工期につきましては、変更はございません。 説明は以上となります。
鎌田教育長	質疑等はありませんか。
鎌田教育長	次に、報告第４５号「令和７年９月春日部市議会定例会について」、説明を求めます。
教育総務課長	はい。
鎌田教育長	石川課長、お願いします。

教育総務課長	報告第４５号「令和７年９月春日部市議会定例会について」報告いたします。 議案書は２４ページを御覧ください。 また、本日、机上に青色のインデックス、報告第４５号の資料を配付しておりますので、本日は、この資料に基づき説明させていただきます。 また、参考資料、一般質問のダイジェスト版となる「令和７年９月春日部市議会定例会一般質問（概要報告）」については、後ほど配付いたしますので、御了承ください。 それでは、青色のインデックス資料、報告第４５号、令和７年９月春日部市議会定例会を御覧ください。 令和７年９月春日部市議会定例会につきまして、会期は８月２５日から９月２５日の３２日間で行いました。 提出議案のうち、教育委員会関係の議案は、議案第８６号、９１号、９４号、１０３号、１０４号、１１２号の６件であり、すべて原案のとおり可決、認定されました。 次に、一般質問では、全体で２６人の議員から質問があり、このうち教育委員会関係につきましては、１０人の議員から質問がございました。質問項目につきましては、お示しのとおりでございます。 以上、報告いたします。
鎌田教育長	質疑等はありませんか。
鎌田教育長	次に、報告第４６号「県費負担教職員の人事に係る専決処理について」、を議題としますが、報告第４６号については、人事に関する事項であるため、会議を非公開にしたいと思いますが、いかがでしょうか。
委員	[「異議ありません」と言う人あり]
鎌田教育長	異議なしと認め、春日部市教育委員会 会議規則第１８条の規定に従い、これより会議を非公開とします。 《非公開議案の審議》 報告第４６号「県費負担教職員の人事に係る専決処理」について
鎌田教育長	会議の非公開を解き、これより、会議を公開とします。
鎌田教育長	以上で、報告を終了します。 それでは、次回教育委員会の日程をお願いします。

学校教育部長	10月定例会につきましては、10月23日、木曜日、午後1時30分から、本会場、本庁舎4階、委員会会議室での開催を予定しております。以上でございます。
鎌田教育長	以上で、9月定例教育委員会を閉会いたします。
会 議 結 果	
議案第46号 承認 、議案第47号 承認 、議案第48号 承認	